

低圧電気取扱い業務特別教育 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生法第 59 条の規定により、電気による感電災害が多く発生している事から特別教育を修了した者でなければ従事させることは出来ません。
- ・当協会では別添の年間予定表に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講頂きますようご案内いたします。

対象者等

【特別教育を必要とする業務】

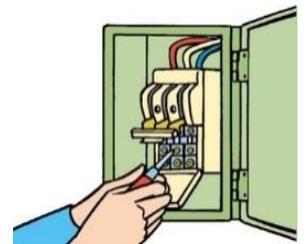
労働安全衛生規則第 36 条第 4 号

- ・低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務



【充電電路、充電部分について】

充電電路とは、裸線(露出部分等)に触れれば感電する通電の状態です。この「充電電路の敷設若しくは修理の業務」とは、充電電路(活線)状態で電動工具のコードが破線している時に絶縁テープを巻いて修理することなどが含まれます。又、開閉器等で充電部分が露出した刃型開閉器(ナイフスイッチ)等の操作はこの業務に該当します。



【低圧とは】

- ・低圧とは、交流にあっては600V 以下、直流にあっては750V 以下の電圧をいう。

【補足説明】

- ・低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士を取得していても、安全確保・事故防止の為、厚生労働省管轄の特別教育の修了が必要となります。

受講資格

低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上 の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

受講科目・講習時間

学科講習 : 低圧の電気に関する基礎知識(1H)、低圧の電気設備に関する基礎知識(2H)、低圧用の安全作業用具に関する基礎知識(1H)、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法(2H)、 関係法令(1H)

受講料金

… 令和 7 年 2 月 1 日現在

一般 : 受講料 9,900円、テキスト代 770円、合計 10,670円
 会員 : 受講料 6,600円、テキスト代 770円、合計 7,370円

その他

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

助成金の申請方法等は、愛媛労働局助成金センターへ、講習の内容等は、愛媛労働基準協会へお問い合わせください。